

身体拘束等適正化のための指針

社会医療法人清和会

ヴィレッジせいわ

身体拘束等適正化のための指針

1. 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

この指針は、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）が入所者又は利用者（以下「利用者等」という。）の生活の自由を制限することであり、利用者等の尊厳ある生活を阻むものであることに鑑み、利用者等の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束等をしない支援の実施に努めることにより、利用者等のサービスの向上を図ることを目的とする。

2. 身体拘束等適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項

身体拘束等の廃止に取り組むに当たって、「身体拘束等適正化委員会」を設置するとともに、身体拘束等適正化に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講ずる。

1) 身体拘束等適正化委員会

- ① 委員会の委員長は管理者とする。
- ② 委員会の委員は別紙のとおりとする。
- ③ 委員会は、年1回開催する。また、身体拘束等が発生した場合、委員会を適宜開催する。
- ④ 委員会の審議事項等
 - ・身体拘束等適正化委員会の組織に関する事
 - ・身体拘束等適正化のための指針の整備に関する事
 - ・身体拘束等適正化のための職員の研修の内容に関する事
 - ・身体拘束等について、職員が相談・報告できる体制の整備について
 - ・身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の防止策及びその防止策を講じた場合の効果について評価に関する事
 - ・審議された内容を周知するとともに、身体拘束等対策が適正に行われるよう必要な措置を講じる

3. 身体拘束等適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わる全ての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重したケアの励行を図り、職員教育を行う。

- 1) 定期的な教育・研修（年1回以上）の実施
- 2) その他必要な教育・研修の実施（行政が実施する研修会等への参加など）

4. 身体拘束等発生時の報告・対応に関する基本方針

利用者等本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体

拘束等を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束等適正化委員会を中心に、拘束による利用者等の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の三要件の全てを満たしているかどうかについて検討・確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、時間帯、期間等について検討し、本人及び家族に対する説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み、改善の検討会を早急に行い、その実施に努めます。

② 利用者等本人や家族に対する説明

身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行う時間、時間帯、期間等とともに改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束等を必要とする場合については、事前に契約者及び家族等と行っている内容と方向性、利用者等の状態などを確認及び説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束等に関する記録は義務付けされており、専用の様式を用いてその様子、心身の状況及びやむを得なかった理由などを記録します。また、身体拘束等の早期解除に向けて、拘束等の必要性や方法を逐次検討し、その記録は2年間保存するとともに、行政による指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ 拘束等の解除

③の記録と再検討の結果、身体拘束等を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除し、併せて契約者及び家族に報告します。

5. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該方針については、誰でも自由に閲覧できるように事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示する。

6. その他身体拘束等適正化の推進のために必要な基本方針

3に定める研修の他、関係機関等により提供される身体拘束等適正化に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

(別表)

身体拘束適正化委員会名簿

| | 役 職 |
|-------|-------------------------------------|
| 委員長 | ヴィレッジせいわ管理者 |
| 委員 | 共同生活援助・共同生活介護事業所「港夢」 管理者又はサービス管理責任者 |
| 〃 | 短期入所事業所「港夢」 管理者 |
| 〃 | 生活介護事業所「ひまわり」 所長又はサービス管理責任者 |
| 〃 | 就労継続支援 A 型・B 型「しおかぜ」 所長又はサービス管理責任者 |
| 〃 | 就労継続支援 A 型・B 型「はまかぜ」 所長又はサービス管理責任者 |
| 〃 | 地域活動支援センター「オアシス」 管理者 |
| 〃 | 訪問看護ステーション浜田 管理者 |
| 〃 | スマイルヘルパーステーション 管理者 |
| 〃 | ケアプランせいわ 管理者 |
| 第三者委員 | 中村 たづる |
| 第三者委員 | 扇畑 百合子 |

※ 事務局 : ヴィレッジせいわ各課長・品質管理室

令和4年4月1日